

記録台帳の作成と保管（全業種対象 資料②）

業種に応じて、必要な記録台帳を作成し、5年間保管することが義務付けられています。また、令和3年6月1日から、飼養施設を有し、犬又は猫の取扱いがある場合は、診断書の交付を受け、5年間保存することが義務付けられています。

○…記録・保管の必要となる業種

	販売			保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
	犬猫		犬猫以外						
	繁殖あり	繁殖なし							
飼養施設及び動物の点検状況記録台帳	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物の個体に関する帳簿	○	○	○		○		○		○
繁殖実施状況記録台帳 (繁殖を行っている場合のみ)	○		○		○		○		
取引状況記録台帳	○※1	○※1	○※1	○	○※1	○	○※1	○	○※1
健康診断の診断書 (継続して1年以上飼養または保管する犬猫)	○※2	○		○	○	○	○		○

※1 販売、貸出し、展示、譲受飼養については動物の個体に関する帳簿があれば、取引状況記録台帳は省略可能。

※2 繁殖に供する犬猫にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。また、帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書および母体の状態と今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保管する必要がある。